

○ 開催日時 令和元年11月25日(金) 午後2時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 会議室

○ 出席委員(農業委員15人、農地利用最適化推進委員8人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一麿
委員	3番	鍋 康博
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	8番	安水 純一
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	12番	内菌 雄治
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

○ 欠席委員(農地利用最適化推進委員1人)

安水 峯晴

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第35号 農地法第3条許可申請について

議案第36号 農地法第4条許可申請について

議案第37号 農地法第5条許可申請について

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第39号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第40号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について

議案第41号 非農地証明願について

議案第42号 平成30年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議について

議 長	<p>只今より令和元年11月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に2番 鈴委員と3番 鍋委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>先ず、議案第35号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第35号について説明します。</p> <p>先ず、受付番号13号の譲渡人は、K・Sさん、K県在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字木原ノ上1972番2、地目は田、地積は1,306㎡となっています。</p> <p>譲受人はN・Kさん、T自治会在住の方です。この申請は売買による所有権移転となっています。N・Kさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地1,009㎡、小作地2,400㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、内菌推進委員です。</p> <p>次の受付番号14号の譲渡人は、S・Hさん、S自治会在住の方です。申請地は神川字榎ヶ久保6569番、地目は畑、地積は3,185㎡となっています。</p> <p>譲受人はI・Hさん、Y自治会在住の方です。この申請は交換による所有権移転となっています。I・Hさんの経営状況は、世帯員3名、労働力2名、</p>

	<p>自作地45,071㎡、小作地21,699㎡で、甘藷、露地野菜を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、1番 宿利原委員です 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号13号について、内菌推進委員をお願いします。</p>
内 菌 推進委員	<p>はい。報告します。この田んぼはN・Kさんの親の代から5、60年借りて耕作されておられる田んぼで、Kさんが帰ってこられてからももう何10年耕作されていて、数年前にSさんのお母さんが亡くなられて、その時、田んぼをどうしようかという話をされたときに、Kさんもこの田んぼがあるというのもしらなかつたらしくて、こっちに帰ってくる予定も無いし、Nさんに貰って欲しいということで、もうお金もいら無いということで言われたらしいです。ただというのもしらなかつたから相場の半分の金額で譲り受けたということでした。一応金額は〇〇万円でした。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号14号についてを、私の方から報告いたします。</p>
1 番 宿利原委員	<p>5頁の写真を見て頂ければわかると思いますが、Iさんの申請地は6569番地、白いので囲ってありますが、交換地は6571番、雑種地で、今、大根や高菜をここで集荷をしています。この土地はIさんが農業をする前からずっと変わっていたみたいで、お金のやり取りなんかも無かつたということで、どちらかが昔から、6569番の方をIさんがずっと前から作っていたので後になってわかつたとのことでした。Iさんの経営は、何ら問題は無いかと思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第35号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p>

	議案第35号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第35号については、原案のとおり決定しました。
議長	次に議案第36号 農地法第4条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第36号について説明いたします。 受付番号4号については、堆肥舎等建設のための申請となっています。 申請者は、F・Mさん、K自治会在住の方です。申請地は、神川字下前目2139番、地目は畑、地積は2,404㎡となっています。 この件については、追認の案件となっています。8頁から10頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。この件の担当調査員は、12番 内菌委員です。以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、12番 内菌委員をお願いします。
12番 内菌委員	はい。報告します。9頁の写真を見て頂ければわかるんですが、周りも山で問題は無いところで、何ら問題は無いと思います。F・Mさんは、牛を飼っていて、経営も何ら問題は無いと思いますので、よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。 ただいま担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
事務局	場所はですね。Zから上がって来て、I・Sさんの所を運動公園の方に曲がって、100mぐらい行ったところを左側に入ったところです。 周囲に農地が無いので第2種農地となります。
12番 内菌委員	誰もわからないと思います。山の中入って行って。
議長	質疑はありませんか。

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第36号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第36号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第36号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>ここで、12番 内菌委員の退出を求めます。</p> <p>「12番 内菌委員退出」</p>
議長	<p>次に、議案第37号 農地法第5条許可申請についてのうち、受付番号8号を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第37号のうち受付番号8号について説明いたします。</p> <p>受付番号8号については、一般住宅のための申請となっています。申請者は、I・Kさん、N自治会在住の方とS・Wさん、A自治会在住の方との連名による申請となっています。申請地は、田代麓字中島766番、地目は畑、地積は319㎡となっています。13頁から16頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。この件の担当調査員は、3番 鍋委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、3番 鍋委員お願いします。</p>
3番 鍋委員	<p>はい。それでは説明をいたします。去る19日の午後2時過ぎより、事務局2名と折小野推進委員の4名で現地調査をいたしました。場所ですが、15頁の地図を見てもらうとわかかりますが、役場支所の西側へ約100mぐらい離れたところの田代郵便局の直ぐ隣になります。申請理由は先ほど説明がありました通り一般住宅建設ということです。この辺りは農地法で言う役場から300以内の第3種農地に該当するため、特別な条件は必要ないとなっておりまして、この件については何ら問題は無いと思います。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第37号のうち受付番号8号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>受付番号8号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第37号のうち受付番号8号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、12番 内菌委員の入室を求めます。</p> <p>「12番 内菌委員入室」</p>
議 長	<p>次に、議案第37号 農地法第5条許可申請についてのうち、受付番号9号を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第37号のうち受付番号9号について説明いたします。</p> <p>受付番号9号については、駐車場整備のための申請となっています。申請者は、(株)K・Tさん、K市に拠点を置く法人と(有)I・Yさん、S自治会に拠点を置く法人との連名による申請となっています。申請地は、馬場字新田4253番1、地目は田、地積は759㎡となっています。17頁から19頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。この件の担当調査員は、2番 鈴委員です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、2番 鈴委員お願いします。</p>
2 番 鈴委員	<p>今、事務局の方から説明があったとおりでございまして、前、農振の用途区分変更の申請があった時に説明をしましたとおり、I・Kが持っていた田んぼを駐車場に整備するということで、養豚場の直ぐ隣でございまして、止</p>

	<p>むを得ないと思います。終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第37号のうち受付番号9号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>受付番号9号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第37号のうち受付番号9号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第38号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第38号について説明します。</p> <p>受付番号6号の譲渡人は、K・Tさん、K市に拠点を置く法人です。申請地は馬場字西ノ下887番、地目は田、地積は813㎡と、馬場字西ノ下897番1、地目は田、地積は1,043㎡で、2筆の合計は1,856㎡となっています。</p> <p>譲受人は(株)T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。この申請は売買による所有権移転となっています。(株)T・Fさんの経営状況は、構成員2名、雇用が25名、自作地5,541㎡、小作地5,039㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、管理機各3台、乗用防除機・動噴各2台、トラック6台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、7番 寺田委員です。以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>受付番号6号について、7番 寺田委員お願いいたします。</p>
7 番 寺田委員	<p>はい。報告いたします。22頁の地図を見て頂ければ、この場所はMさんとUさんの所を山手にずっと上がったところです。この件は3年前にあっせんしてEさんから買って欲しいと上がってきて、現耕作者がT・Fさんだったものですから、Kに買ってもらって、今回、買い戻すということになったものでございます。T・Fさんは皆さんご存知の通り、何ら問題ないと考えます。価格は〇〇万円で、1反当たり〇〇万円と大根占水田としては安いんですけども、Eさんの方が〇〇万円でもいいから買ってこないかという話になったところです。</p>
議 長	<p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第38号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第38号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第38号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第39号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は100筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を5回に分けて行い、事務局説明と調査員の報告は継続の案件を省略し、新規のみの案件だけとして、その都度議決したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第39号のうち、受付番号177号から215号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第39号のうち、受付番号177号から215号までについて説明をいたします。</p> <p>まず、受付番号177号から214号までは、継続の案件ですのでお目通しください。次の受付番号215号の貸し人はM・Hさん、K自治会在住の方です。申請地は神川字有村2551番、地目は田、地積は1,236㎡となっています。貸付期間は令和元年12月15日から令和6年12月14日までで、小作料金は米5俵となっています。</p> <p>借り人は、(株)K・Tさん、Kに拠点を置く法人です。(株)K・Tさんの経営状況は、構成員2名、小作地17,991㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター6台、トラック3台、軽トラック2台、モア・ロールペーラー・ラップマシン各1台となっています。この件の担当調査員は、5番 徳永委員です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、5番 徳永委員お願いいたします。</p>
5番 徳永委員	<p>報告します。この土地についてはK畜産のK・Hさんが以前から耕作されていて、新規となっていますが、実質は継続です。K・Tは法人に変わりましたので、したがって、法人としての契約ということでございます。実質は継続の案件です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありますか。</p>
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第39号のうち、受付番号177号から215号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第39号のうち、受付番号177号から215号までをについては、</p>

	原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第39号のうち、受付番号177号から215号までについては、原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案第39号のうち、受付番号216号から245号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第39号のうち、受付番号216号から245号までについて説明をいたします。 先ず、受付番号216号から226号までは、継続の案件ですのでお目通しください。次の受付番号227号の貸し人はO・Mさん、O自治会在住の方です。申請地は馬場字堀ノ根6193番2、地目は畑、地積は4,377㎡のうち2,121㎡となっています。貸付期間は令和元年12月15日から令和11年12月14日までで、小作料金は20,000円となっています。 借り人は、K・Tさん、M自治会在住の方です。K・Tさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、自作地2,707㎡、小作地34,227㎡で、甘藷を主体とした経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター・軽トラック各2台、甘藷掘取機・ツル払い機各1台となっています。 この件の担当調査員は、8番 安水委員です。 次の受付番号228号から245号までは、継続の案件ですのでお目通しください。以上です。
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、8番 安水委員をお願いいたします。
8番 安水委員	はい。受付番号227号について説明します。この農地はK自治会のK・Yさんが作っていた農地で、継続しないということで借り人を探していました。今回、借り人のK・Tさんは、甘藷を主体とした経営をされています。農地も農地の周りも綺麗に管理されていますので、何ら問題は無いと思いますので、よろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第39号のうち、受付番号216号から245号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第39号のうち、受付番号216号から245号までをについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第39号のうち、受付番号216号から245号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第39号のうち、受付番号246号から266号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第39号のうち、受付番号246号から266号までについて説明をいたします。</p> <p>先ず受付番号246号の貸し人はM・Tさん、H自治会在住の方です。申請地は田代川原字長尾2666番、地目は畑、地積は3,064㎡となっています。貸付期間は令和元年11月26日から令和6年12月14日までで、小作料金は15,000円となっています。</p> <p>次の受付番号247号の貸し人はT・Kさん、K自治会在住の方です。申請地は田代川原字平原1880番、地目は畑、地積は1,413㎡となっています。貸付期間は令和元年11月26日から令和6年12月14日までで、小作料金は7,000円となっています。</p> <p>次の受付番号248号から250号までの貸し人はO・Hさん、G自治会在住の方です。</p> <p>申請地は248号が田代川原字高塚2604番1、地目は畑、地積は3,632㎡、249号が田代川原字高塚2604番2、地目は畑、地積は1,670㎡、250号が田代川原字高塚2604番3、地目は畑、地積は1,225㎡で、3筆の合計は6,527㎡となっています。貸付期間は令和元年11月26日から令和6年12月14日までで、小作料金は、248号が28,800円、249号が12,800円、250号が9,600円となっています。</p>

次の受付番号251号から255号までの貸し人はS・Sさん、G自治会在住の方です。申請地は251号が田代川原字四本松1963番、地目は畑、地積は1,334㎡、252号が田代川原字四本松1962番2、地目は畑、地積は4,641㎡、253号が田代川原字ロサイ2104番4、地目は畑、地積は1,361㎡、254号が田代川原字ロサイ2104番5、地目は畑、地積は525㎡、255号が田代川原字ロサイ2136番1、地目は畑、地積は2,401㎡で、5筆の合計は10,262㎡となっています。貸付期間は令和元年11月26日から令和6年12月14日までで、小作料金は、251号が6,500円、252号が23,000円、253号が10,400円、254号が4,000円、255号が19,200円となっています。

次の受付番号256号の貸し人はH・Kさん、H自治会在住の方です。申請地は田代川原字ロサイ2104番6、地目は畑、地積は1,908㎡となっています。貸付期間は令和元年11月26日から令和6年12月14日までで、小作料金は15,200円となっています。

次の受付番号257号、258号の貸し人はT・Mさん、H自治会在住の方です。申請地は257号が田代川原字ロサイ2104番7、地目は畑、地積は2,816㎡、258号が田代川原字ロサイ2104番8、地目は畑、地積は3,683㎡で、2筆の合計は6,499㎡となっています。貸付期間は令和元年11月26日から令和6年12月14日までで、小作料金は、257号が22,400円、258号が28,800円となっています。

次の受付番号259号の貸し人はT・Kさん、H自治会在住の方です。申請地は田代川原字四本松1970番1、地目は畑、地積は3,034㎡となっています。貸付期間は令和元年11月26日から令和6年12月14日までで、小作料金は15,000円となっています。

次の受付番号260号、261号の貸し人はH・Mさん、H自治会在住の方です。申請地は260号が田代川原字ロサイ2104番1、地目は畑、地積は2,642㎡、261号が田代川原字ロサイ2104番2、地目は畑、地積は2,322㎡で、2筆の合計は4,964㎡となっています。

貸付期間は令和元年11月26日から令和6年12月14日までで、小作料金は、260号が20,800円、261号が18,400円となっています。

次の受付番号262号、263号の貸し人はT・Mさん、T自治会在住の方です。申請地は262号が田代川原字池ノ迫1927番、地目は畑、地積は2,542㎡、263号が田代川原字平原1884番、地目は畑、地積は1,474㎡で、2筆の合計は4,016㎡となっています。

貸付期間は令和元年11月26日から令和6年12月14日までで、小作料金は、262号が12,500円、263号が7,000円となっています。

	<p>次の受付番号264号の貸し人はT・Mさん、T自治会在住の方です。 申請地は田代川原字池ノ迫1933番1、地目は畑、地積は1,109㎡となっています。貸付期間は令和元年11月26日から令和6年12月14日までで、小作料金は5,500円となっています。</p> <p>次の受付番号265号の貸し人はH・Aさん、T自治会在住の方です。 申請地は田代川原字平原1898番1、地目は畑、地積は2,598㎡となっています。貸付期間は令和元年11月26日から令和6年12月14日までで、小作料金は12,500円となっています。</p> <p>次の受付番号266号の貸し人はT・Mさん、T自治会在住の方です。 申請地は田代川原字ロサイ2136番2、地目は畑、地積は1,531㎡となっています。貸付期間は令和元年11月26日から令和6年12月14日までで、小作料金は12,000円となっています。</p> <p>受付番号246号から266号までの借り人は(株)T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。(株)T・Fさんの経営状況は、構成員2名、雇用が25名、自作地5,541㎡、小作地5,039㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、管理機各3台、乗用防除機・動噴各2台、トラック6台となっています。この件の担当調査員は弓指推進委員です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、弓指推進委員お願いいたします。</p>
弓 指 推進委員	<p>はい。この件は、前、Nさんが借り受けた分なんですけど、Nさんがゴボウを植えられて、地盤が悪くて、良いのが出来なかったということで、T・Fさんに変更されたということです。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第39号のうち、受付番号246号から266号までを採決します。 お諮りします。 議案第39号のうち、受付番号246号から266号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第39号のうち、受付番号246号から266号までについては、原案のとおり決定しました。
議 長	ここで、10番 貫見委員と水流推進委員の退席を求めます。 「貫見委員、水流推進委員退席」
議 長	次に、議案第39号のうち、受付番号267号から269号までを議題とします。 この2件については、継続の案件です。 質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第39号のうち、受付番号267号から269号までを採決します。 お諮りします。 議案第39号のうち、受付番号267号から269号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第39号のうち、受付番号267号から269号までについては、原案のとおり決定しました。
議 長	ここで、10番 貫見委員と水流推進委員の入室を求めます。 「貫見委員、水流推進委員入室」
議 長	次に、議案第39号のうち、受付番号270号から276号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。

事務局	<p>それでは議案第39号のうち、受付番号270号から276号までについて説明をいたします。</p> <p>受付番号270号から276号については、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。お手元の配分計画案をご覧ください。左側が利用権設定対申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者、そして一番右側が協力金対象欄となっています。一番真ん中のところが従前の耕作者ということで、利用権設定契約という中で基盤法によるという記載があるものについては、基盤法から中間管理事業への乗り換えでございます。</p> <p>今回は令和元年度第5期ということで、貸付の始期は12月31日からということになります。説明については以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第39号のうち、受付番号270号から276号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第39号のうち、受付番号270号から276号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第39号のうち、受付番号270号から276号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第40号 錦江農業振興地域整備計画の変更(除外)についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第40号について説明します。</p> <p>申請者はO・Mさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字諏訪ノ前367番1、地目は田、地籍は986㎡のうち135㎡となっています。この申請は、宅地進入路道路建設のため農用地区域からの除外申請となっています。35頁から40頁にかけて、申出書等を</p>

	添付してありますので、お目通しをお願いいたします。この件の担当調査員は、12番 内菌委員です。 以上です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、12番 内菌委員お願いします。
12番 内菌委員	はい。最初に38頁を見て下さい。38頁にある715の3に建物があり、ここに進入する通路が無くて、今、715の1のMさんの、Oさんと兄妹なんですけれども、この土地を貸してもらって通路にしています。この土地に入るための通路を作るために367の1の一部を購入し通路を確保するものです。通路確保のため止むを得ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第40号を採決します。 お諮りします。 議案第40号については、「止むを得ないと判断する」という意見にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第40号については、「止むを得ないと判断する」という意見とすることに決定しました。
議 長	次に、議案第41号 非農地証明願についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第41号について説明します。 申請者はK・Kさん、S自治会在住の方です。申請地は田代麓字内之牧5138番301、地籍は1,018㎡、地目は台帳は畑、現況は雑種地とな

	<p>っています。43頁、44頁に位置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。この件の担当調査員は、6番 坂元委員にお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、6番 坂元委員をお願いいたします。</p>
6 番 坂元委員	<p>議案第41号について報告いたします。会務報告でもありましたとおり、</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第41号を採決します。 お諮りします。 議案第41号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第41号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第42号 平成30年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第42号について説明いたします。 この件につきましては、町長より平成30年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議がございました。田代麓地区の農地からの農地外への地目変更が259件と農地外から農地への地目変更が15件となっております。個別の変更内容につきましては、後ほど回覧いたします資料で確認、検討をいただいて、後ほど協議をお願いしたいと思います。</p>

	以上です。
議 長	それでは、資料を回覧いたしますので確認の上、検討をお願いします。 しばらく休憩します。
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは、内容を確認いただいたと思いますので、協議をお願いいたします。意見、質問など、ある方はどなたからでも結構ですので、出していきたいきたいと思います。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	それでは、特に意見がなければ採決に入ります。 お諮りします。 議案第42号 平成30年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第42号 平成30年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議については、原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	以上で、令和元年11月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

2 番

3 番

議事録調整者 窪 和人